

松江市新庁舎整備基本設計・実施設計業務委託にかかる公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年9月26日

松江市長 松浦 正敬



1. 業務概要

- (1) 業務名称 松江市新庁舎整備基本設計・実施設計業務委託
- (2) 業務内容 松江市新庁舎建設に係る庁舎、駐車場、外構、既存庁舎解体工事等の基本設計および実施設計業務並びにそれに伴う敷地地盤調査業務等
※基本計画で想定している立体駐車場部分の敷地地盤調査業務を除く
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成32年10月30日まで
- (4) 建設工事概算事業費 約10.6億円
(10%の消費税含。設計監理、測量、調査、備品等費用は除く)

2. 選定方式および基本条件

- (1) 選定方式
①選定は、公募型プロポーザル方式（以下、プロポーザル）により行う。
②プロポーザルは、代表構成員として応募する者（以下、代表企業応募者）と、代表構成員以外の構成員として応募する者（松江市内に本店を有する者に限る。以下、市内企業応募者）についてそれぞれ評価し、代表企業応募者については最優秀者1者および次点優秀者1者を、市内企業応募者については複数の優秀者を選定する。
- (2) 基本条件
本業務の受託に当たっては、代表企業応募者の中から選定委員会にて選定された1者と、市内企業応募者の中から選定された優秀者のうちの1者で構成される設計共同企業体の結成を条件とする。

3. 参加資格

- (1) 代表企業応募者および市内企業応募者共通の参加資格
本件プロポーザルに参加する代表企業応募者および市内企業応募者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ①松江市における平成29・30年度松江市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加者資格者名簿にかかる、競争入札参加資格を有していること
- ②公告の日から参加意思表明書の提出の日までの間に、松江市建設工事競争入札参加資格者指名停止要綱（平成17年3月31日施行）による指名停止を受けていないこと
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4の規定に該当しないこと
- ④参加表明書の提出の際、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと
- ⑤建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること
- ⑥建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が、所属していないこと。
- ⑦松江市暴力団排除条例（松江市条例第14号）第2条第1号または同上第2号に規定する者ではないこと。

（2）代表企業応募者の参加資格

- 本件プロポーザルに参加する代表企業応募者は、前記3. 参加資格（1）に掲げたもののほか、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
- ①単体企業であること。ただし、協力事務所として他の企業を加え、特定の分野を担当させることは妨げない。その場合は、協力事務所が担当する分担業務分野を明確にすること。
 - ②平成15年4月1日以降に、日本国内において、市区町村が発注した庁舎の新築、改築、増築に関する基本設計または実施設計のうち、延床面積が13,000m²以上の業務を元請として受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者であること（設計共同体で受託していた場合は、代表構成員として参画した業務の実績であること）。なお、増築の場合は、増築にかかる部分の延床面積が、また複合施設の場合は、庁舎にかかる部分の延床面積が、それぞれ13,000m²以上であること。
 - ③配置する管理技術者は、次に掲げる資格等をすべて満たすこと。
 - 1)一級建築士の資格を有すること。
 - 2)代表企業応募者の組織に所属しており、直接的かつ恒常に3か月以上の雇用関係を有していること。
 - 3)下記実績を有すること。

平成15年4月1日以降に、日本国内において、市区町村が発注した庁

舎の新築、改築、増築に関する基本設計または実施設計のうち、延床面積が5,000m²以上の業務を担当し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績。なお、増築の場合は、増築にかかる部分の延床面積が、また複合施設の場合は、庁舎にかかる部分の延床面積が、それぞれ5,000m²以上であること。

- ④各分担業務分野の主任担当技術者を、それぞれ1名ずつ配置できること。管理技術者および各分担業務分野の主任担当技術者は、兼任することはできない。
- ⑤各分担業務分野の主任担当技術者は、それぞれ次に掲げる資格等をすべて満たすこと。

1)建築(総合)主任担当技術者

- ア 一級建築士の資格を有すること。
イ 代表企業応募者の組織に所属しており、直接的かつ恒常に3か月以上の雇用関係を有していること。

2)建築(構造)主任担当技術者

- ア 建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士の資格を有すること。

3)建築設備(電気)主任担当技術者および建築設備(機械)主任担当技術者

- ア 建築士法第10条の2の2第2項に規定する設備設計一級建築士の資格を有することまたは建築士法第2条第5項に規定する建築設備士の資格を有すること。ただし、最低1人は設備設計一級建築士の資格を有すること。

- ⑥各分担業務分野の再委託は、下記のとおりとする。

- 1)建築(総合)分野の再委託は禁止とする。ただし、主たる業務以外の部分(トレース、パース等)については、事前に松江市の承認を得たときは、この限りでない。
- 2)構造分野の再委託先は、建築士法における構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に構造設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。
- 3)設備分野の再委託先は、建築士法における設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属していること。ただし、参加者の組織に設備設計一級建築士による設計への関与ができる資格者が所属している場合は、この限りではない。

- ⑦本件業務委託に、下記を満たす専任の技術者(以下、専任技術者)を1人以上配置できること。

- 1)専任技術者は、一級建築士であること。

- 2) 専任技術者は、代表企業応募者の組織に所属しており、直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。
- 3) 専任技術者は、当該代表企業応募者の管理建築士（建築士法第24条第2項に規定）以外の者であること。
- 4) 本件業務に配置される管理技術者あるいは各分担業務分野の主任担当技術者と、当該専任技術者は、兼ねることができる。

（3）市内企業応募者の参加資格

本件プロポーザルに参加する市内企業応募者は、前記3. 参加資格

（1）に掲げたもののほか、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- ① 松江市内に本店を有する者であること
- ② 単体企業、あるいは市内企業応募者として松江市内に本店を有する者のみで構成される設計共同予定体（以下、市内設計共同予定体）であること。ただし、市内設計共同予定体の場合、最大3社までの共同体とし、各構成員それぞれが、前記3. 参加資格（1）を満たしていること。
- ③ 平成15年4月1日以降に、松江市内において、国または地方公共団体が発注した公共建築物の新築、改築、増築に関する基本設計または実施設計の業務を元請として受託し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績を有する者であること（設計共同体で受託していた場合は、代表構成員として参画した業務の実績であること）。また、市内設計共同予定体での応募の場合は、各構成員それぞれに、上記実績があること。
- ④ 本件業務委託に、下記を満たす専任技術者を2人以上配置できること。
 - 1) 専任技術者は、一級建築士であること。
 - 2) 専任技術者は、市内企業応募者の組織（市内設計共同予定体での応募の場合は、その構成員のいずれかの組織）に所属しており、直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。
 - 3) 専任技術者は、当該市内企業応募者の管理建築士（建築士法第24条第2項に規定）以外の者であること。
 - 4) 市内設計共同予定体での応募の場合は、各構成員それから、管理建築士でない一級建築士を、専任技術者として配置すること。

4. 公募期間（参加表明書等提出期限）

平成30年9月26日（水）から平成30年10月15日（月）まで

5. その他の事項

- （1） 詳細は、松江市新庁舎整備基本設計・実施設計業務委託プロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）等による。

(2) 募集要項、応募書類様式等は、松江市ホームページ上で公開する。また、公告日から平成30年10月2日（火）の午前9時から正午および午後1時から午後5時までの間は、下記事務局でも配布する（※土日、祝日を除く）

※松江市ホームページでの公開：

「暮らしのガイド」→「募集中」→「松江市新庁舎整備基本設計・実施設計業務委託プロポーザルの実施について」

※事務局

松江市財政部新庁舎整備室（島根県松江市末次町86）

